

林業と薬剤

NO. 20 3. 1967



社団法人

林業薬剤協会

目次

座談会

林業薬剤あれこれ一塩曹系除草剤	1
森林病害虫等の被害と防除対策の現状 および問題点	出川和市 9
航空機による林地除草	山元四郎 15
北海道における造林地病害とその問題点(Ⅱ)	横田俊一 18
海外ニュース—XV—	20

表紙写真

刈払機併用機による
除草作業風景

(下呂営林署管内)

林業薬剤あれこれ

—塩曹系除草剤—

日時：昭和42年1月19日 18時～19時30分

場所：林総協会議室

佐藤 きょうお集まりいただいたのは、塩曹系の除草剤について永い経験をもっておられる3社のエキスパートの方々と、林業試験場で日本の除草剤研究というか、農林省での林地除草剤の総元締めの三宅さん、使われる側の代表として林野庁の相馬さん、そういう顔ぶれの皆さんからいろいろお話をうかがうのが目的です。わが国で現在使われている除草剤の中では、塩曹系のものがトップですが、しかし、実際に使ってみるといろんな問題点がでてきております。そこで最初にたくさんの現地を踏んでおられるメーカー側の方から、技術的な問題点というようなものをだしていただき、次に使う側からみた薬剤の問題点、という形で話をすすめていきたいと思います。まず板谷さんから口火を切っていただけませんか。

ササを対象とした場合の
薬剤の適正量

板谷 ササを対象とした場合、薬剤の適正量の決定がなかなか難しい問題です。私ども現地に行ったとき、これまでのデータによる数字をもっていくのですが、それがなかなか思うようにいかないところもある。したがって、はつきりでなくともだいたい ha 当り 100 kg なら 100 kg、このような林地ではそれの何割増しがらいたか、何か薬剤の散布量を決める基準がほしいと思います。

佐藤 そうするとササの種類ということだけでなく、同じ種類でもその育ち方とか、元気さとか、また地形や土壤の問題などもあるわけですね。

板谷 そのへんが難しいんです。普通の考え方で 150 kg 程度で、よく枯れるというところにもぶつかりますが、その倍やっとても、うまくいかないことになると、その原因はどこにあるのか……。

佐藤 そういう点について真木さん、各地でごらんになってどうですか。

真木 我々、散布量の基準を出す場合、だいたい標準

でやっています。実際、山の場合、占有率とか被度とがはつきりわからない。また土壤などに問題があるのではないか。同じ量をまいても、効いているところと、効かないところがある。やはり一つの線をださないとまずいと思います。

出沢 さきほど出ましたササの種類、たとえばクマザサ、ハコネザサなどは、まだいいとしても、ネマガリダケになると、かなり大きなものがありますし、私たち山を歩いても実際に量の決定というのは、なかなか難しい問題です。

つまりササの種類、密度、まく時期、地形の問題などいろんなことがからみあってますから、適正量の決定は難しい。ですから私は現地にまいりまして、まず標準量は申しあげますが、さらに散布前に先方と予備調査をして、その結果から、判断して薬剤散布を実施してもらう方法を探っております。そういう方法である一定の範囲の散布量を決め、その中で先方に決めていただくという方法を、私自身としては採っております。

佐藤 そういう面、使う側においても、いろいろ問題があると思いますが、相馬さん、いかがでしょう。

相馬 国有林と民有林では、使い方に違う面もあるのではないかと思います。国有林での造林の仕事も企業的基礎にたって新しい仕事の仕組みを取り入れなければならないのですが、新しい技術を取り入れるには比較的大胆なのです。

そういう点で、いまの散布量の問題についても、営林局によって導入の仕方が違うのです。つまり割りにチビチビやって、だんだん多くしていって適正量を決めるという行き方と、大胆に薬害が出るくらいやって、効果を確認した上で適正量はどうかというふうに、だんだん下につめていくという、2つのやり方があるようです。現在相当量が使われておりますし、適正量が出かかってい

座談会

るような気がするのですがね。実は、先日も除草剤に関する研究発表会を行なったのですが、そろそろ体系的なものを集約して統一する必要があるのではないかという問題があります。

国有林のほうでも、ただいまのお話しのように、土地的条件、あるいは植生条件に応じたもっとも適正な散布量は、いまのところ決め手はない。ただ、そういう時期にきておるし、そういうデータもそろそろ集まっているのではないかという段階だろうと思います。

佐藤 三宅さん、こういう問題についてのご意見はどうですか。

三宅 一般に光線量の少ないところほど、散布量を多くしなければいけないということは、効果のあらわれ方からもいえることとして、理論的にある程度一致すると思います。このことは、土壤型とか、水分関係とかいうような細かいことは別にしまして、散布量をきめる一つの考え方として必要ではないかと思います。また傾斜度との問題、つまり傾斜の角度によって実際に散布された量が相当違うはずですから、傾斜が何度もぐらいの山であるかということも一応頭において決めることが大切です。

ササの種類の問題がありました、これはもちろん種類によって抵抗性も違いますし、薬剤の量もかえなければいけない。その一つの目安として調べられた一例をみると、ネマガリダケはミヤコザサにくらべ、高さは約4倍、 1m^2 当りの生産量は7倍、葉重で2倍弱、寿命は5倍（ミヤコザサは2年）となっています。これは立地によって相当違いますし、もちろん、重量だけを対象に散布量を決めるわけにはいきませんが、ネマガリダケは相当頑固で、ひとすじ繩ではいかないということは想像できます。一般に数あるササの中で、薬剤に対する抵抗性は、ネマガリダケが一番強く、次はクマイザサ、それからスズタケ、ミヤコザサという順序になるかと思うのです。ですからササの密度、あり方は別としても、ササの種類的にいえば、このような順序で一応、薬剤の散布量を決める格好にもっていったらという気がします。

佐藤 種類的な違いというのは、やはり植生の量が多いということも含めての意味ですか。

三宅 そういうことですね。

佐藤 この点が林業用の薬剤でのボット試験などには困るというわけですね。

三宅 今までの実績からいいますと、単に種類だけにとらわれてクマイザサの場合には 150 kg まで、ネマガリダケだったら 200 kg でいいだろうという決め方は、ちょっと甘すぎはしないか。そのほかに見かけのかさ、

土壤や地下茎のあり方などを考えに入れて決めるべきだということを強調したいわけです。

散布量と腐蝕層

板谷 いま先生のおっしゃったように、ネマガリダケの場合、地表に腐蝕層が多く、歩いてもぶかぶかするようなところは、やはり増さなければいけない。それに反して表土が少しい岩石地には比較的少なくて効くという感じをもっています。私どもにはササの細かい分類はよくわからないだけに、土壤のほうを見て、これは相当根が深いなと、そこにまず頼っていたわけです。

出沢 これは私の失敗談ですが、密生度はわりあい多かったが、背丈が非常に小さく、散布時期もわりあい早期でしたにもかかわらず薬効が十分効かなかつたので、あとで調べてみると、A₀層のL層が非常に厚かつた。このようなところは相当考えてかからないと、ササの種類にかかわらず問題があるのでないかという気がします。

三宅 腐蝕層の非常に厚いところは、塩曹系に限らず、どんな薬剤でも効かないのが通例です。たとえば(DBN) (ニトリル系) は腐蝕層とリグニン類脂体に吸収されてしまいます。また例の苗畠に使う除草剤 CAT (シマジン)，これはもちろん、腐蝕層特に土壤微生物によって分解されることがわかっています。もう一つは CMU (尿素系) は、砂土に比べて、腐蝕土は9倍も吸収するといわれています。ですから腐蝕層の問題はササの密度とか、種類とかいうものとともに考えいかなければならぬと思います。

真木 ササの枯死と腐蝕に分けて考えると、枯れていながら倒伏しにくいネマガリダケとか、クマイザサが強いというのは腐蝕されにくいためである。

板谷 地被物の多いところでは、薬剤量が多くいるのではなかろうか。ササの枯れ方としては標準散布しても茎葉は枯れたが、翌年再生する。これは根が枯れていないためです。結局、薬剤が根に接触しないと完全枯死をしないのではないか。そんなところには、地被物や腐蝕層などがたくさんあるのが普通です。こういう場合に、2倍、3倍ぐらいの量は実際多くということがあります。

真木 問題は根に接触する時間と、薬剤の分解速度が問題なんですね。したがって腐蝕層が厚くなればなるほど、途中で分解される要因が多くなりますから、その点に一番問題があるのでないかと思います。

佐藤 腐蝕層の厚さからそこの海拔高、平均気温、ササの種類などいろいろの調査がすすめば、当たらずとも遠からずぐらいまでには……。

真木 私の方も使う場合、山の環境をある程度つかんでおくことが一番大切だと思うのです。年間の降雨量とか、透水性とか、簡単に調べられるものだけは、一応おさえておき、それによって決めていく、そういう方法が具体化されれば、相当やりやすくなるのではないかと思います。

相馬 一般に高緯度地帯や高山地帯になりますと堆積腐蝕が厚くつもっています。このような場所でも、次の造林なり、あるいは天然更新を期待するところが多いわけですから、いまの薬の効き方が低い。それがいまの腐蝕層と関係があるとなるということになりますと、これは一つ将来の問題として、技術的研究なり、調査してみなければならんだろうと思うのです。

特に最近、相当無理をして造林しているという反省もありまして、その反省の結果、天然更新を主体にした作業をやろうという面積があふえているわけです。その場合に、やはりササが一つのネックになる。今年あたりヘリコプターで散布しているのは主として、そういう地帯なのです。ですから薬の効果を信じて、天然下種更新を期待しているというのが現実ですので、これは早急に、その関係を解明しなければならないことだと思います。

佐藤 北海道の東大演習林など、ササを塩曹系の薬で枯らせば、大体、天然下種更新はうまくいくというところまでいっている。ササはわりに普通のものよりも暗いところに平氣でいる。木が育つように明るくしてやると、今度ササの方も、また木に増して大きくなるということがあるので、ササをある程度枯らすことができれば、あとからササが入ってくるまでに何とか木が育っていく。一ぺんでいかなければ、その次のときにもう1回やっていく。幸いなことに塩曹系の薬剤によってササは全部枯れたところで、トドマツはわりに平氣で立っている。そういう点を利用できるところが相当あると思うのです。

出沢 ただいま散布量の決定がなかなか難しいといふ問題から、何か効くところが少ないような方向にすんでしまいました。私、実は今年ヘリコプター散布のところを、私の会社の薬剤を散布したところだけは、ほとんど廻ってみましたが、よく効いております。

相馬 腐蝕層が厚いといいましても、そういう条件のところは、局部的にでるということですから、そんなに 20 cm も 30 cm も A₀ 層があるというのは、そうざらにないはずです。

三宅 ただ腐蝕層対薬剤の問題は剤型にも関係します。粒剤がいいとか、あるいはシタガリンのような相当大きな粒径のものがいいだろうとか、いろいろ説がある

わけです。しかし腐蝕対ササの枯殺効果との関連性については、やはり考える必要があります。

いままでもかれたところを調べてみて、それで成果をまとめれば、貴重なデータになると思います。改めてやらなければという問題が提起されれば、また、それをすすめる必要があるわけです。ただ塩曹系のものが、接触効果そのものだという観念を離せませんと、問題は進展しないと思うのです。ササの場合、粒剤ではほとんど茎葉にとまりませんからね。結局、土壤へ入って根茎から吸収されるためには、やはり腐蝕層が邪魔をする。したがって剤型はいかにあるべきかということもからんでくるわけです。

出沢 私の経験から、薬剤をまきましてその直後に雨が降りましたが、効き方が非常に早かったです。完全に根から吸収された証拠ではないかと思うのです。

板谷 これは今年現地でやってみたのですが、ササを倒し、上半部に水溶剤をかけましたところ、完全に枯れるだらうと思いまして調べてみましたが、上半部は見事に枯れました。しかし下半部からは新しく枝葉がでてきました。これは1回の実験ですが、葉についたものが下部へは薬剤の移行が少ないのではないかだろうか。かかったものだけ枯れる、粒剤がひっかかるといふことになれば、下から吸われなければ、完全枯殺はできないのではないかだろうかという私の実験の結果なのです。

佐藤 トドマツとササが選択的に枯れていくということとも、おそらくそういうことでしょうね。触れればトドマツだって枯れるのですから、ストローブマツなどでも、実は今日学位論文の試験をやったのです。病気の問題だったのですが、中間寄生の問題で、やはりストローブマツは平氣である。ササはほかのヨツバヒヨドリなどは枯れるけれども……。

ストローブマツにも触れたところは枯れるというかたち、少なくとも見かけられる選択性みたいなものは、おそらく根に問題がある。

先ほど、三宅さんのいわれた明るいところと暗いところの効き方の相違なども、おそらく根に関連し、明るいところほど植物内を通じて水の動きが大きいわけですから、そういうのが何か関係があるということも考えられます。

板谷 そうすると、ますます腐蝕層が問題になるわけです。われわれは普通、腐蝕層の厚さで標準量に対して2割増し、3割増し、あるいは非常に深いところは倍量を使うということで、一応現地での薬量を決めています。

佐藤 腐蝕層の厚さと、実際、経験的なまき量という

座談会

のが、物さしではかかるデータがあると非常にいいです
がね。

出沢 いままでは効かないところだけ頭をかしげて、
効いてしまう調査もしません。

板谷 今年は効かないということは、あまりないので
すが、なかでも民間関係のは、どこもよく効いている。
それは効果に対する安全量を使用したためではないかと
思います。

佐藤 その場合も、たとえば 200 kg まいてやったの
が、一体適当な量だったか、使い過ぎてないかという問
題もある。使い過ぎているとしたら、お互いの経済に關
係します。

相馬 だんだん普及が進んできますと、結局経済的な
面に帰着してくるのではないですか。

真木 薬剤自体は腐蝕層や土壤の酸性度などの問題を
一応考えて、キャリアはみなアルカリベースにおいて、
薬剤の分解速度を調整するようにしてあります。ササの
場合、下降より上昇の方が激しいので、できるだけ根に
つけるようにする……。

三宅 これはササに限りませんが、ササの場合も上部
移行が強く、下部移行は緩慢だというか、力が鈍い。こ
れは生理の上から当然ですが。

真木 ササの場合、本当は標準以上を葉に散布するよ
りも、むしろ地上に均一に散布してなるべく根に接触させ
るようにもっていくのが有利な方法になりますが、いま話
しにでました土壤の問題、pH との関係など何かそこ
に決め手を見出さなければいけない。

一般に A₀ 層といっても、完全分解された土壤中の有
機物とそうでないもの、それらが、かえって問題になる
のではないかと思うのです。

板谷 いま腐蝕層の話しになりましたが、枯れ葉など
ばかりではなくて、その他の地上にあるもの、たとえば
火入れすれば炭と灰が残る。あるいは小枝など、これら
土の上をおおっているものと塩曹との関係を総体的に知
りたいと思います。やはりそういうものがあると効果が
非常に少ないということは、どこでもいえることなん
です。

三宅 小枝散布、堆積物による影響は、やはり物理的
な問題が主であって、いまの腐蝕層の厚さとの関連と大
体一致すると思うのです。これは火入れ地ごしらえをし
ました場合に、炭素と灰が残るということは、ちょっと
違うと思うのです。結局、炭素が残り還元作用で NaClO₃
の ClO₃⁻を NaClO₃ が分解するような働きをすることに
なって、このような化学的な働きが効果の邪魔をするわ
けです。さらに灰が残ってアルカリ性になる強アルカリ

が介在すると効かないというのが常識ですからね。

真木 塩曹の場合の枯殺は酸化力であって、そのため
先生がいわれるよう木炭などがありますと、いろいろ
な作用が発生して、効きにくくなりますので、やっぱり
そういうものはさけるようにした方がよいと思う。

出沢 相馬さん。除草剤でササを枯らしておいて、それ
から火入れするということはありませんか。

相馬 あまりありませんが、ネマガリダケなどは、い
わゆる立ち枯れの状態で 2 年も 3 年も立っているわけ
ですね。ミヤコザサ程度でしたら、腐り方が早いので木を
植えるという作業には問題ないが、ネマガリダケの 1~
2 m もあるものが立ち枯れしますと影響がでてきますの
で火を入れるという作業があるわけです。

出沢 われわれの方からいいますと、枯らしておいて
から火を入れただけば、根の方が枯れていますから、
あとからでてくる心配はない。ですから、薬剤枯殺のあと
火入れしていただけば一番よいのではないかと考えて
おります。

板谷 その場合に問題になるのは、ネマガリダケなど
は普通 1 度刈り倒して、ある期間をおいて火を入れる
わけですね。ところが薬剤の場合は、立ち枯れしている
から、火を入れれば燃えるわけですが、上部が燃えて下
部が残る。また、それを刈らなければならぬと。

相馬 今まで、そういう潔癖な、ほうきではいたよ
うにしないと木は植えられないものだという考えがあ
ったわけです。しかし、いまはそこまで必要なのか、むし
ろ害があるのではないか、というようなご意見がありま
すので、私どもは、そこまできれいに焼かなければいけ
ないというふうに考えています。

佐藤 仕事さえできればいいわけで、むしろ、そういう
ものが立っていた方が風よけとか日よけということで
、潔癖にとる必要はないわけです。天然更新の場合に
刈ると一へんになくなってしまって、環境が激変しますが、葉で
やると葉がだんだん枯れ、それから落ちる。そして茎が
しばらく立っているというかたちで、環境の変化がゆっくり
とい長所があり、皆伐して造林する場合でも、ある程度そういうものによって保護されることが、

苗木にとって非常にいいはずです。ただそこで人間が
動き廻るのに妨げになって困るということだけです。

出沢 私は、箱根のいわゆる箱根ササに 70% のものを
ha 当り 150 kg 敷設してやりましたら、きれいに枯れま
した。やはり立ち枯れですが、その署長さんはこの状
態で植えるところだけ坪刈りしておけば、寒風害が防げ
るから、これはかえって都合がいいという話を聞いたこ
とがあります。

座談会

析してみて、できれば定量化していきたいと思います。

三宅 私は 3 社が共同でいまおっしゃった、とりあえず手のつけられそうなことから、つまり残効の問題とか、移動の問題などの相談にあずかり、試験の結果一応の目鼻がついたような気がします。残る問題は極端に効かないところをつめてゆく。そうすればいろんな問題はそこで解明できるのではないかと思うのです。

昨年は中之条営林署管内の土壤を採取して、一応その
分解や移動の問題、透水性との関連、土壤型との関係な
どが調べられましたが、これによって透水性との関係とか、50 日たてば大体なくなってしまう。あたとしても
ほとんど微量で、タネの発芽や苗木に影響ないなど、た
いへん勉強になりました。

そこでこの次は、いちじるしく効かないところをつめ
てみる。それがいろいろの点を解明するための早道では
ないかという気がします。

出沢 それとよく効いたところも調べてみて、効か
ないところとの比較が必要ではないかと思うのですが、ど
んなものでしょう。

三宅 それももちろん必要ですが、とにかくササには
塩曹が効くということを前提にしますと、効かないところは、一体何に原因があるのかを先につめたいわけです
よ。

佐藤 できれば、ほかの非常に条件の似たところを比
べてみて、そういう例を多く集めていくとおそらくこれ
だろうというのが一番正攻法なわけですね。

真木 ただ酸性といっても、一番邪魔をするのは土壤
中の硝酸塩で、これは土壤分析していかないとでこな
いわけですね。だから効いたところ、効かないところ
は、見た目で同じであっても解析しなければだめだと思います。

佐藤 効く条件、効かない条件について、いろんなお
話し、問題点があがったわけですが、今度は逆に、使う側で
みて、こういう点が問題だということを出してくれませ
んか。

たとえば改良点などを……。

使う側からみて

相馬 ササはひとまず塩曹系でいいとして、ササ以外
の植生に効く除草剤の開発、そういう要望が非常に多
い。それと、あとは値段の問題だけですね。もう少し安くつけ
……、下刈り期間の 5 年なり 6 年の期間をみた場合の収支を比較して有利だという観点から、現在の
値段でも相当入っているわけですか、なるべくは単年度
の収支でみた場合でも、機械作業と比較しても、より安
くつくような値段にならないものかという要望が強いわ

座談会

けですね。

佐藤 つらいお話しですね。(笑声)

真木 この問題は電気化学ですから、その電気が年を追うごとに上がっていくのが痛いわけです。2~3年すぎれば電気はあまり上がらないだろうという観測もありますが、上がってくる場合、相当高いわけです。

もう一つ問題なのは、原料の食塩なのですが、これは全部輸入にあおいでいる。したがって内地塩の行政を助けるために輸入したものは安く入ってきて、それを一般内地塩価格まで引き上げ、使い道によって交付金として戻すわけですね。したがって林業を助ける意味からいうと政治的な問題もだいぶあるわけですがね。

佐藤 そうすると国際価格よりも高い食塩を原料とし、高い電力が使われてといでの、非常につらいわけですね。

真木 海外の需要は、なぜ安くできるかというと、岩塩をすぐそばにもっていて、われわれの使う価格よりも安く使えるのではないかと思います。

佐藤 電力もアメリカの方が安いですね。

真木 いまアメリカの電力は、1キロワットせいせい1円40銭ぐらい、日本の場合、2円80銭から3円80銭ですから、ここに問題があるわけですね。

佐藤 簡単に、もっとまけろというわけにもいかないわけですね。

出沢 安いのがソーダ電解用の食塩で、われわれとしては、ここまで下がってくれといっているのですが、ソーダ工業などに基礎工業と認めてくれないわけです。そこらに問題があるのです。

ササ以外を対象とした新薬剤の開発

相馬 それともう一つ、塩曹を母剤としたササ以外を目あてた新しい薬剤の開発、そういうものはどうなんでしょう。薬理学的な問題もあるのでしょうか? 実は塩曹系以外のもので特効的に効くというデータが、あまりでおりません。われわれの仕事をする対象地が、全部ササばかりではありませんし、ササ以外はほとんどないという営林局もあるわけで、そういうところでも除草剤を入れる必要性というのは同じわけですね。そこで第2の塩曹系というか、あるいは塩曹系が脱皮したもの、そういうもの有待しているわけです。

板谷 われわれもいろいろやっているのですが、塩曹系除草剤は、ご存じのようにいろんなものの配合ということが非常に難かしいということから、塩曹系除草剤を、たとえば、かん木なり、スキなり、クズなどが枯れるような使い方を、私なりに、いま研究しているのです。ササはもちろんOK、かん木もやりようによつては、

塩曹で十分いける、スキもいける、クズも手間がどうこうということを別にすれば、これもいけるんです。

出沢 ススキあたりは相当時期的な問題が大きいと考えますので、はたして、営林局署でおやりになる時に、うまくぶつかるかどうかということが大きい問題ではないかと思うのです。

佐藤 その時期の問題ですが、薬を使う以上、林業の仕組み自身も、ある程度それに合わせていくという問題を、どうしても考えないといけない。やはり双方歩み寄りで、かえられるところはかえていくという努力もやっていかないと……。

出沢 ススキ密生地オソリーでしたら、それだけを枯らしていくべきいいのですが、ほかのものもいろいろあるとなると、これらをまた次の段階で枯らさなければならなくなり、先ほどの省力の問題につながってきますね。

佐藤 二重手間になって、むしろ適当な時期に刈ってしまった方が早いと。

真木 一がいにかん木といいますが、私が秋田に行ってみて驚いたのですが、3mぐらいあるのです。林野庁でそういうものまでかん木としての考え方でおられると、効かないで困ると思うのです。普通の経済ベースの量では……。一応かん木で考えた場合、大体1mから1m半ぐらいを考えているわけです。

佐藤 高木には、別なやり方がありますからね。

真木 今年開発したもので、これは国有林での適用試験ではスポット散布をやりましたが、県の林業試験場では、全面散布をやっている、ha当たり大体80kgから120kgですが、やはり同じような効果がでています。

かん木も、冬イチゴとか、そういうものの全部を対象にしたのですが、大体うまくいきました。問題は、すべてかん木類は根がなかなか枯れない。結局、根によく接触させて、有機酸うまく反応させてやることで、そういう方法でもっていけば、何とかゆきそうです。やはり薬剤をある程度改良していかなければならんと思うのです。

板谷 林野庁で除草剤がはじまったときに、先ほどの時期的な話ですが、薬屋の方の言い分とすれば、一番枯れやすい時期にまかしてもらえたということなのです。時期を薬屋側から薬剤の性質の面から選んでやることも、やはり、いろんなものを枯らせることになるわけですね。

佐藤 それが一番大事なことでしょうね。

板谷 それと、いろんなものが混生している場合に、常葉広葉樹の萌芽というのが、私が一番困った例です。

ああいうものは、苗木を植える前に、多少金がかか

ても徹底的にやっていただけないものか。

佐藤 これは、今年も林野庁の要望課題として協会で、別枠で募集しているわけです。常緑の広葉樹だけは片づけないと、どうにもならない。

板谷 西の方に行きますと、ほとんどカシ、ああいうものが多いですね。

佐藤 ツバキなどもかなりある。やはり、ああいった葉の硬い常緑樹は、生理的にも違った面が、かなりありますから、それは別に考えてやらないと……。

板谷 いま話しがでましたように、ススキOK、クズもやれる、ササもやれるということになると、あと残る難しいものは幾つもないわけですね。ですから、常緑は地ごしらえ時点に、徹底的にやりたいなという希望をもっているのです。

相馬 その地ごしらえに省力的なものがあればというこちらの希望ですがね。

板谷 いまのところ、私は塩曹を使って、時期はかまいませんが、カンなどでしたら株から出たぼう芽の大きさが30cm以下のときならば、スポット散布で枯れます。これは3~4年やっているのですが、ほとんどいけるという感じがしています。

佐藤 いろいろな作業の仕組みを作るのに、薬剤を使う側でも、まだ十分解っていないという面がかなりあるわけですね。

板谷 われわれにも、ササに効いたのでボーッとしていたということもあるかもしれません。(笑声)

相馬 ササ以外にも、営林署あたりのデータで実験的にスポット処理が有効だという植生もあるわけです。ただ国有林では、先ほど佐藤先生もおっしゃいましたが、いわゆる経営上、労務者を安定した使い方をしなければならないわけです。そうなりますと、適期というものを多少はずれても、暇なとき薬を使う。だから許容限界がどのくらいであるだろうか、最適期は何月だけれども、それを10日前後ずれた場合、80%程度までは効くとか、そういう使い方をすることになるだろうと思うのです。

佐藤 ですから、適期がずれて薬の量が2割ぐらいよけいになつても、労務をなだらかにやれるようになれば、むしろ総合的な経済効果としてはいいわけですから、特に今までの農家の余剰労力を寄生して、林業が成りたっていたという時代は、もう過去のものになつているだけに……。

板谷 特に最近、民間関係では、お百姓さん方が仕事によく出てくるわけですか、農繁期にぶつかると、作業がずっと延びてしまう。ササの下刈りに塩曹をまくにし

ても、11月というのがまだありますからね。

佐藤 民間でも、これからは人を常備化するかたちに、変ってくると思うのです。そうなると、使う側からいいますと、わりに暇な時期に使えるというかたちが、ある幅であれば、たとえ薬を2割よけいにまいても総合的な経済効果というのではてくると思うのです。

板谷 最初はササなども新葉が展開したころにまけるということを書いたのです。

佐藤 ある一定の場所を考えれば、その時期というのはごくわずかですね。

板谷 いろいろやっていますが、ササなどの場合は早いもの遅いもので、さほど時期的に差が多くみられない。先ほどの伐根処理なども、10月過ぎに雪さえ降らなければ効果も同じようにでておりますし、使用時期というのは、必ずしも下刈り時期と合うとは限らないと思います。

佐藤 植物との関係ではなくて、仕事をして使いやすい時期についても、もっとお互いの話し合いが必要になってくるわけです。

板谷 われわれが、造林事業の作業体系を勉強しなければならないわけですね。

相馬 先ほどらいの問題を技術的につめていただくとともに、特に国有林とか、あるいは比較的大規模な森林所有者とかは、ただいまのような方向でいっているわけですから、許容期間の中であれば、どのぐらいの効果で、どのぐらいのかかり増しになるかというようないくつかの処方ですね。そういうものもこれからゆき方、ほかの薬の開発の見通しもあわせて示していただければと思うのです。

板谷 最近、逐次やっているのですが、ススキなども農繁期をはずしてやるわけです。

三宅 塩曹は先ほどからのお話で、電力や、塩が高いために急激なコストダウンができないことはよくわかりますが、現在価格でいきましても、効果の幅の問題点などから考えて、無機では当分これにまさる除草剤の出現は期待されないようです。それに比べ有機のホルモン系除草剤では、今後新しいものの開発が無限に続くのではないかと思われます。

次に相馬さんがおっしゃった何にでも効くようにということは、使う方の側として当然の要望ですが、塩曹そのものの特性から、いろんなものを混ぜて対象植生の幅を広げるやり方には、制約がありまして、あまり飛躍的な改良製剤は望めないと思うのです。そうしますと結局いまの大規模経営の一つの仕組みの中で、どのぐらいの程度まで許容できるかという使い方ですね。つまり労務

座談会

の調整の他の関連においていかに上手に使いこなすかがさせまった課題ではないでしょうか。

真木 ササの場合、展葉してから10月頃まで大丈夫ですね。スキは、5月にまいたものと7月にまいたものと同じですね。いままで私は、30cmぐらい伸びたときが一番いいと思っていましたが、実際7月になってしまふと効果をだしてしまいます。ですから穗がでないうちには大丈夫ではないかという考え方をもっておりまます。下刈りの場合、林野庁あたりではいろいろの注文もあると思いますが、われわれは植栽木の成長の時期も考えて少なくとも5月から7月いっぱいには、まいてもらいたい。そのへんが一番いいのではないかという考えなのです。

佐藤 植栽木の成長を考えると、秋になってから下刈り用薬剤をやるなどというのは、ナンセンスですね。下刈りというのは、だいたい梅雨明けという習慣ですね。手で刈る場合には、確かに根からの再生の問題などから考えて、伸びきった時期ですから、かなりいい時期ではあるのですが、だいたい下刈りは、この時期という固定観念があるために、それでしばられてわかつていないうがいろいろある。たとえば最近はだいぶ少なくなりましたが、必要のない林を鎌で草を刈ってしまう。農業できれいに草をとるということが、そのまま山へきていく。やはり林業の面でも、今までやっている時期その他について、もう一度考え直してみる。そうしてこのくらいの時期が可能であるという点を、使う方でも明らかにする。また薬の方も、そういうことを考えに入れてやっていただくということになるのではないかと思うのですがね。

出沢 それともう一つ。いま期間の話しがでましたが、国有林と民有林では下刈りの考え方があるつきり違う。国有林程度の考え方でいいとすれば、ある程度の期間がもてる。民有林のように、それこそぞうりで歩きたいようなきれいな下刈りを要求されると、なかなか期間をつかめるということができなくなってしまいます。

佐藤 それは、普及される方面の専門技術員とか、経営指導員の問題になるのですが、一体それが必要なのかということを、もう一度反省してみていただき、そこまでを薬剤の方が要求してはいけない。

三宅 集約な民有林業では、どこでもああいうことがありますね。下刈りという目的の観点にたてば、あの潔癖なやり方はもちろん必要以外です。しかしこれは愛林思想の一つのあらわれでもあって、むげにやめられもしませんが、少なくとも薬剤を使って従来の物理的刈り払いにかえようとするならば、下刈りのあり方についての認

識をあらためなければいけないと思います。これは国有林あたりの施設が一つの柱になり、また地方では、専門技術員、改良指導員の方々が、先頭にたってリードしなければいけないのですが、とにかく頭の切替えはなかなか難しいと思います。ですから少なくとも薬剤を使うとすれば、こういうあり方で結構ですよということを、まず頭に打ちこむことが大切です。

佐藤 今日のお話は、まず薬剤についての問題が最初にでて、これについていろいろ試験していかなければいけないという問題、あとの方では、むしろ薬の方の改良という問題もあるが、同時に造林の作業仕組みの方も改良して、総合的経済効果が上がるよう、使う側を作る側とが、互いに知識を交換して歩み寄りの場をもたないと解決しない。

要するに除草の対象になるものは植物であるが、それを単なる植物と考えていけないんで、やはり人間との関係で存在している植物という立場になって問題を解決していくかないと、どうにもならないという話だったと思います。それでは、どうも長い時間ありがとうございました。

森林病害虫等の被害と

防除対策の現状および問題点

出川 和市*

I 森林病害虫等防除の位置づけ

日本の国土の67%は森林であるが、この森林を豊かに、たくましく育てて国民経済の諸要請に応え、木材その他の林産物を安定的に供給するとともに、国土の保全、国民の保健休養等の公益的機能を果させしめることが林政の基本であることはいうまでもない。そのための一連の施策のうち、特に木材需給の長期的な安定と国産材による自給体制の強化を通じて林業経営の発展をはかり、あわせて国土の保全や山村地帯の経済振興をはかるため、昭和60年末までに民有林の人工林を1,000万haに拡充することを目標に積極的な造林の推進が行なわれている。しかしにこれらの育林生産の安全を阻害する森林病害虫等の被害は、年によって消長をくり返しているとはいえ、大勢的には各種開発事業の進展や造林地の拡大等に伴う大規模な自然環境の破壊が原因となって、また連年の異常気象等の影響によって、ますますその発生区域や対象を拡大している状況である。一方、民有林における所有規模の零細性と加えて、最近における病害虫等の発生様相の変化、労務事情の悪化など主として防除をめぐる経済的状勢の変化に伴い、個々の森林所有者による防除が困難化してきたため、防除事業の弱体化がしきりと問題にされてきている。

従来、森林病害虫等の被害防除については、遺憾ながら一般に消極的、守勢的対策として位置づけられ、また防除費についても消費的投資としてとかく軽視されがちであることは否めない。これについては、農業の場合における病害虫防除が早くから農家の生産技術として、経営内容や日常活動の中に深く根をおろしているのに対し、林業の場合は収穫の長期性や低利廻り、零細な経営態様などのほか、さらに根本的にはその生産過程がほとんど天与の自然生成にありとする感覚からくる、防除の経済的認識の低調さに原因があるものと思われる。

しかしながら、林業経営の改善やその体质の強化のため、森林の栽培化や集約的手段が促進されるに伴って、病害虫等の防除を等閑視して生産の確保をはかることはいよいよ困難である。このことは、既往において保護的配慮や防除対策を欠いたために失敗を招いた多くの造林地が如実に証明している。したがって、森林病害虫等の

防除事業は今や重要な生産対策として、個別経営体の中に一層の渗透をはかることはもちろん、防除のもつ公益性の確保の面から広域一齊防除の促進が極めて緊要である。とりわけ、適期を失した個人防除はナンセンスに近いことは、松くい虫の被害において痛感させられているところであって、今後の防除の進め方の中心は、市町村または林業団体等による共同防除——それは従来の半ば強制奉仕的な共同防除ではなく、公営による組織防除といった形のもの——に移行していかねば、病害虫等のまん延防止の適正が期し得られないと考えられる。そのため、末端防除組織の整備強化が課題となるが、それとともに森林病害虫等の発生が自然の開発と保全とのアンバランスを温床としている現実からみて、防除施策はむしろわが国の自然保護の立場から公害対策的な視野をもって対処すべきだという一部世論は、大いに支持されてしかるべきことと思われる。

以下、民有林における病害虫等の最近の被害発生の動向と防除の現状ならびにそれらをめぐる問題点等について概説しよう。

II 森林病害虫等の被害の動向

1. 被害の概況

最近における森林病害虫等の発生は、前述のように人工林の拡大、林地肥培の普及、森林作業の機械化、流通経済の発達その他各種開発事業の促進ならびに異常気象などによる森林の破調や健康度の低下によって複雑化し、一部はさらに激化してきている。そのため、連年の防除量の増大にもかかわらず、被害量は減少せず、全体的には第1表でみられるように漸増の傾向である。

森林病害虫等により枯損または成長阻害された量につき、日本不動産研究所の山元立木価格で試算した被害額は、昭和30年度112億円、35年度117億円、39年度146億円で40年度には200億円を越すものと推定される。これは年々投下される造林費にも優に匹敵する莫大な額である。

40年度に発生した森林病害虫等は215種類で、内訳は昆蟲（ダニ含む）154種、ほ乳動物9種、病菌52種である。これらによる被害面積は、437千ha、被害本数約10億本、対象林分の材積約1,200万m³に及んでいる。被害面積の79%は針葉樹で、その大半は人工林である。

* 林野庁造林保護課

病虫害別の被害割合では、病害8%，虫害82%，獸害(野ぞ、野兔等)10%である。法定病害虫等の被害の分布は第2表のとおりであるが、特に九州地方の松くい虫は全国の53%を、その他病害虫でも45%を占めており、九州地方における被害発生動向とそれに伴なう防除対策が例年のように焦点となっている。

第1表 主要森林病害虫等の被害消長 (民有林)

区分	昭和 36	37	38	39	40	41(見込)
松くい虫	206,797m ³	261,798	297,160	279,325	330,615	300,000
松毛虫	29,938ha	26,444	39,588	32,428	15,754	20,000
マツバノタマバエ	2,841ha	4,727	12,051	54,026	48,810	61,000
スギタマバエ	75,391ha	72,941	71,871	70,134	92,264	116,000
マイマイガ	7,443ha	13,637	10,670	12,094	20,252	30,000
スギハダニ	49,487ha	43,677	24,951	43,937	35,740	62,000
ノネズミ	37,374ha	7,907	11,660	38,179	21,616	* 247,000
カラマツ先枯病	60,277ha	52,903	40,315	29,522	25,173	* 65,000
突発病害虫	25,145ha	32,056	34,558	35,459	61,267	23,000
ノウサギ	43,023ha	15,631	12,865	15,254	16,430	

注 1. 突発病害虫とは法定病害虫等以外のスギハムシ、コガネムシ、アブラムシ、ドクガ、カラマツダラメイガ等である。

2. * 印は被害面積でなく防除対象区域面積であることを示す。

第2表 法定森林病害虫等被害発生状況 (40年度、民有林)

病害虫等名	被害数量	地方別被害発生量							
		北海道(1)	東北(6)	関東(7)	中部(10)	近畿(6)	中国(5)	四国(4)	九州(7)
松くい虫 (%)	330,615 m ³ (100)	22	4,933 (2)	27,098 (8)	37,732 (11)	49,771 (16)	17,851 (5)	17,316 (5)	175,892 (53)
松毛虫	15,754 ha	—	908	3,698	4,384	382	152	123	6,143
マツバノタマバエ	48,810 ha	—	512	—	3,825	38	42,577	70	1,788
スギタマバエ	92,264 ha	—	16	224	4,474	752	24	3	86,771
マイマイガ	20,252 ha	268	4,612	5	10,263	636	2,564	—	1,904
スギハダニ	35,740 ha	—	1,044	1,698	7,863	4,154	926	1,685	18,370
ノネズミ	21,616 ha	5,454	1,156	377	3,578	23	10,944	73	11
カラマツ先枯病	25,173 ha	20,608	4,565	—	—	—	—	—	—
計(除く松くい虫) (%)	259,609 ha (100)	26,330 (10)	12,813 (5)	6,002 (2)	34,351 (13)	5,985 (2)	57,187 (22)	1,954 (1)	114,987 (45)

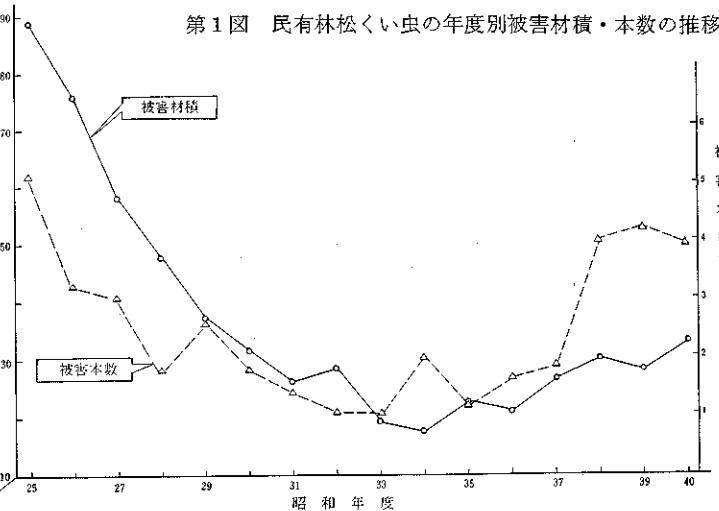
2. 主要病害虫等の被害の動向

(1) 松くい虫 松くい虫による被害は、立木が枯損するという決定的なものであり、また、防除の困難性の点からも森林病害虫等のうち最も悪質なものである。民有林の松くい虫の被害消長は第1図でみられるとおり、昭和25年をピークとしてその後は毎年減少をつけ、34年には25年の約1/5までに著減した。しかし伊勢湾および室戸台風等の影響もあって、35年から再び上昇はじめ、38年には夏季高温乾燥の異常気象が原因して、また、40年には3月の豪雪ならびに8~9月の15号および23、24号等の大型台風によるマツ林の被害または各地に頻発した山火事跡などが原因して松くい虫が急増し、最低時(34年)のほぼ倍量の被害発生となった。特に、最近における顕著な被害性向としては、従来にはみられなかった幼令木(小径木)や造林地などの見掛け上の健全木にまで被害対象を拡大していることである。これは、害虫の密度上昇、種の群集構造の変化およ

びマツの健康度等にその原因があると考えられる。そのため、被害本数が非常に多くなってきており、単に被害材積だけでは比較し得ない深刻な態様となってきている。40年度は宮城、山梨両県を除き全国的に発生し、特に被害の激甚な地方は鹿児島(51千m³)、宮崎(44千m³)、長崎(36千m³)、千葉(23千m³)、福岡(19千m³)、兵庫(18千m³)、熊本(16千m³)、高知(12千m³)、岐阜(10千m³)および和歌山(10千m³)の10県である。

41年度においても依然として被害増大の傾向であり、ことに南九州での激増が問題となったので、これを緊急に防除するため、予備費支出(16,829千円)が42年2月14日の閣議で決定された。松くい虫の防除法は、被害木を伐倒してはく皮、焼却するかまたは補助対象薬剤(15銘柄)を散布してする方法になっているが、最近の労務事情等を反映して薬剤駆除が急速に普及しており、年々その比重を高めできている。

(2) ノネズミ 野ぞによる被害も毎年莫大なものとな



第1図 民有林松くい虫の年度別被害材積・本数の推移

る本病害は、昭和36年頃から北海道および東北地方のカラマツ林に大規模にまん延していることが判明したので、そのため一時は同地方の林業を変えるとまで騒がれたものである。これに対し37年の政令指定、予備費支出等による伐倒駆除の着手とその後における薬剤防除技術の急速な確立による予防事業の進展により、また、発病時期における低温など最近の気象条件の制限因子も加わって、被害は漸減の傾向である。しかし、依然として保菌樹の分布は広範囲にわたっており、防除未済地も多いことから再び増大する危険をはらんでいるので、厳戒を要する。特に40年には茨城県下の国有林に侵入し(民有林ではその前年に発生したが完全防除済)、また、41年には新潟県下に新発生が報ぜられたなど次第に南下まん延するおそれ

がある。防除は、伐倒焼却法(立木駆除)と薬剤散布(予防)であるが、40年度事業の面積比は立木36%、薬剤64%となっている。

(4) タマバエ類 マツバノタマバエの被害は、戦後主として壹岐、対島および隠岐島など西海の離島を中心で発生していたものであるが、最近では広島県下で異常発生し、同地方のマツ林の脅威となっている。また、能登半島に北上して一時終息傾向の伝えられていた所でも、39年頃から再び急激に拡大はじめ、上信越地方にまでまん延し、さらに一部は佐渡島を経て東北方面(福島、山形)に飛火し、激害地では枯損木が生ずるなど問題となっている。正にこの害虫は、日本海上の飛び石作戦よろしく次第に分布を拡大したもので、水際における初期防除の徹底がいかに重要であるかを示している。また、スギタマバエも昭和26、7年頃九州南端の大隅半島で発見されて以来、次第に北上し拡大してきたもので、特に最近福岡および大分県下で猖獗を極め、挿木苗の穗木採取にも支障を来たしている。40年度の被害分布は29府県であるが、被害面積の95%は九州地方で占めている。たまばえ類の防除は、地方別に異なる発生型(成虫羽化期)に合せて薬剤(BHC粉剤)散布により実施されている。

(5) 松毛虫 最近の被害傾向は昭和35年をピークと

して減少しており、40年度の発生量は過去10カ年の最低となった。これには、早くから空中散布などによる一斉防除が比較的徹底して行なわれてきた成果もあずかっていると考えられる。しかし、被害分布区域が広く(37都府県)、かつ、被害林におけるせん孔虫等の2次害のおそれを考慮すると早期発見、早期防除をゆるがせにできない。防除方法は、薬剤散布(BHC粉剤およびくん煙剤)を主に一部天敵利用(イザリヤファリノーザ)をはかっているが、最近開発をみたスミシアウイルスによる防除は今のところ実施していない。

(6) **スギハダニ** この被害分布は40都府県に及んでいる。特に41年度は、西日本地方におけるカラツユ、高温少雨の気象状況から被害増加が著しかった。防除は毎年1万ha近く実施され、殺ダニ剤としてはアカル、サッピラン等の粉剤またはくん煙剤が用いられている。しかし、森林防除用の対象薬剤が少ないためか最近、一部の地方で農業の場合と同様耐薬性の問題が提起されてきている。

(7) **マイマイガ** この害虫は別名ぶらんこけむし、またはジプシーモースなどと呼ばれ、突発的発生をする代表的存在となっている。巷間、マイマイガは国体(国民体育大会)とともに移動して歩くいわば国体持ち廻り害虫だなどという珍説を披露する者があるほどで、その発生傾向には一定性がない。事実、最近の主な被害県を拾ってみても、新潟、秋田、岐阜、大分というふうに毎年県をかえて大面積の新発生が続き、国体開催地の有難くないワキ役?として県当局をなやましている。防除はBHC、ディプロテックス等の粉剤またはBHCくん煙剤が使用されている。

(8) **突発病害虫** 以上の法定病害虫(政令指定の病害虫等のこと)で、現在は前記のほかクリタマバチを加えた9種類となっている。以外の森林病害虫のうち、被害の規模または程度もしくはそのまん延性向などから、特に防除対策を要とするものについては、突発病害虫等として予算補助をしている。対象としては、スギハムシ、コガネムシ、カラマツマダラメイガ、ドクガ、トドマツオオアブラ等のように毎年経常的な対策を講じるものと、それ以外のものとがある。40年度においては、特にマツノシンクイ虫、ウエツキブナハムシ、マツノスヌ葉枯病などの被害が顕著であった。マツノスヌ葉枯病はこの年新発生し、学名も決定されたもので、被害面積は1万haに及び今後注目を要する病害と思われる。なお、アメリカシロヒトリは41年度も森林での発生はみられなかった。

(9) **ノウサギ** ノウサギによる被害は年々林業者の深刻な問題となっている。特に造林地の若木が切り取ったように食害を受けるので、育林上の打撃はもちろん、造

林意欲の喪失にもつながって林業振興上の大敵となっている。被害の80%以上は北海道、東北、中部地方である。ノウサギの防除は、捕獲(銃獵、ワナ等)によりその生息密度の減少をはかること以外に有効な方法がなく、常に保護とコントロールの二元的な現行制度が問題とされている。

III 防除対策の現況

1. 行政措置の経過

わが国における森林病害虫等の防除対策は、第2次世界大戦のぼっ発前後から異常大発生した松くい虫の防除を契機としている。すなわち、九州および中国地方8県の民有林で松くい虫が猖獗し、被害材積が436千m³に達した昭和17年度に「民有林松樹害虫防除補助金」として、第2予備金から151千円支出されたことが政府による防除対策の発端である。そして、17~20年度は一般会計非公共事業で、21~24年度は公共事業で、さらに25年度以降現在までは再び非公共事業として予算計上がされて助成が続けられてきた。一方、法令制度の面では、25年3月に「松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律」が制定され、その後27年3月に法律名の変更を伴う改正により、現行「森林病害虫等防除法」となり今日に至った。また、森林病害虫等を定める政令については、27年3月(松くい虫、松毛虫、マツバノタマバエ、マイマイガ、ネズミおよびマツノクロホシハバチを指定)、27年8月(クリタマバチを指定)、30年11月(スギハダニを指定)、34年3月(スギハムシ、コガネムシ、カラマツマダラメイガ、ドクガ、トドマツオオアブラ等)のように毎年経常的な対策を講じるものと、それ以外のものとがある。40年度においては、特にマツノシンクイ虫、ウエツキブナハムシ、マツノスヌ葉枯病などの被害が顕著であった。マツノスヌ葉枯病はこの年新発生し、学名も決定されたもので、被害面積は1万haに及び今後注目を要する病害と思われる。なお、アメリカシロヒトリは41年度も森林での発生はみられなかった。

2. 防除事業の体系

現在行なわれている事業の仕組みまたは助成体系は、次のとおりである。

(1) **国営防除事業** 森林病害虫等防除法(以下「法」という。)第3条に基づき農林大臣が駆除命令を発して、被害木等の所有者または管理者に一斉に駆除を実施させ、受命者が自ら駆除を行なった場合には法第8条の損失補償金を交付する。また、駆除措置のできなかった部分については、当該県知事に委託(法第4条)して事業の完成をはかり、国は県に委託費を交付する。国営防除

は法律制定の25年以来現在まで、松くい虫について毎年度実施してきた。41年度は8県(前年継続:長崎、熊本、宮崎および鹿児島の4県、新規実施:千葉、和歌山、高知および福岡の4県、中止:岡山および佐賀の2県)のうち、松くい虫の被害の著しい157市町村について、秋、冬の2回駆除命令を発令している。また、新たに41年度から松くい虫の附着しているマツ丸太の移動禁止をする農林大臣命令(法第3条)を千葉県以西の太平洋側22府県に対し発令し、松くい虫のまん延を防止することに努めている。

(2) **補助事業** 国営防除以外の松くい虫の駆除およびその他の森林病害虫等の駆除およびそのまん延防止等の措置については、公営防除(補助)事業として都道府県知事の駆除命令(法第5条)もしくは命令によらない奨励駆除を実施する。国は、都道府県知事の行なうこれらの直接および間接の防除事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付している。この補助率は、2/3、1/3、1/2、3/8の4通りである。41年度は、(ア)法定病害虫等駆除(クリタマバチを除く8種類、助成区分は松くい虫立木駆除など14区分である。), (イ)突発病害虫等駆除(法定外の病害虫等7種類を採択している。), (ウ)駆除事務(県の指導監督費である。), (エ)病害虫等検査実行(農林大臣命令による松くい虫附着マツ丸太の移動禁止に伴う検査で22府県が対象), (オ)防除組織整備促進(チェンソーおよび動噴をセットとする防除機具の設置で対象は8県), (カ)発生消長調査(病害虫等の発生と環境諸条件の相関究明および防除の要否等の判定調査で39府県が実施)および(キ)有害獣駆除(猪、野兔および熊の捕獲奨励)について適正な実施をはかることとしている。

3. 防除予算

森林病害虫等の防除に必要な経費(民有林)の年度別推移は、第3表のとおりである。なお、41年度の新規事項は前記の検査実行費(3,129千円)、防除組織整備促進費(8,580千円)および有害獣のうち、クマ捕獲奨励費(490千円)の設置のほか、国営防除地区の拡大(6県→8県)である。また、既述のように41年度は鹿児島、宮崎および熊本県下の松くい虫の異常発生に対処するため、予備費支出(16,826千円)を行なった。

4. 事業実績

主要森林病害虫等の駆除実績を示せば、第4表のとおりである。

5. 防除技術

(1) **松くい虫防除** 社団法人林業薬剤協会等の尽力により、省力かつ効率的な駆除薬剤の開発が促進(38年2社3銘柄、39年5社6銘柄、40年6社6銘柄計9社(実)15銘柄)されたため、従来のはく皮焼却が急速に薬剤駆除に替わりつつある。すなわち、薬剤駆除の実施割合は39年が45%、40年は48%となっているが、41年度はおそらく60%以上を占めるものと見込まれている。ま

第4表 年度別防除事業実績

区分	単位	昭和37	38	39	40	41(見込)
松くい虫	m ³	151,686	244,538	212,101	262,031	263,200
国営駆除	"	45,388	55,290	46,876	43,257	61,500
補助駆除	"	106,298	189,248	165,225	218,774	201,700
		(200)	(206)	(500)	(584)	(500)
松毛虫()は天敵移植	ha	12,801	18,367	17,367	10,356	9,000
マツバノタマバエ	"	2,136	2,067	1,959	3,039	7,300
マツバノタマバエ	"	25,767	25,071	23,629	27,401	27,300
マイマイガ	"	4,828	3,379	1,538	2,971	7,300
スギハダニ	"	9,275	6,331	9,879	9,295	9,600
ノネズミ	"	80,390	138,183	150,618	254,341	118,000
カラマツ先枯病	"	3,889	3,109	3,202	2,556	2,670
立木	"	3,889	3,109	1,871	935	870
薬剤	"	—	—	1,331	1,621	1,800
松くい虫(薬剤予防)	"	—	—	575	878	1,500
突発病害虫	"	3,892	5,435	8,058	4,716	3,700

第3表 森林病害虫等防除に必要な経費の推移

年度	昭和25	27	30	33	35	36	37	38	39	40	41
予算額(千円)	243,591	382,633	283,722	171,587	200,442	170,137	205,305	245,220	269,800	341,354	355,762
指 数	100	157	116	70	82	70	84	101	111	140	146
内訳											
国営防除費	36,512	71,680	55,402	31,295	27,546	27,546	27,179	31,068	30,723	33,874	48,232
補 助 金	207,079	224,433	205,921	130,236	142,591	142,591	150,149	194,932	239,077	263,815	290,704
予備費決定額	—	86,520	22,399	10,056	30,305	—	27,977	19,220	—	43,665	16,826

注:予算額は補正後を示し、かつ予備費使用額を含む。

た、生立木の枯損予防（薬剤散布）については、39年度から既往の経験技術を基に実用化に入っているが、さらに一層適確な薬剤の開発と技術確立の促進が希求されている。

(2) カラマツ先枯病防除 38年に抗生素質を主成分とする薬剤の開発をみてから、かつて例のないほどのテンポで実用化が進み、39年（稀薄液大量散布）および40年（濃厚液少量散布）に技術確立がされた。さらに竿頭一步を望むならば、散布回数の低減と薬剤の粉剤化の問題の突込みがあろう。

(3) 天敵移植事業 昭和31年にクリタマバチ寄生蜂と松毛虫に対するイザリヤ菌の利用技術が確立し、さらに最近ではスミシアウイルスの開発をみている。しかし、天敵移植を助成対象としてから随分久しいが、実施面積では伸びなやみで（40年の松毛虫防除では薬剤94%，天敵6%の割合に過ぎない。）、さらに簡便、有効で汎用性の高い天敵の開発が望まれている。

(4) 殺そ剤 31年に燐化亜鉛剤が、35年には硫酸タリウム剤が利用開発された。これらは安全でかつ空中散布にも使用できることから、フラトールに替って年々使用量が増加している。フラトールについては、2次的な危被害防止の見地から近い将来、助成対象からはずすことを目指す段階的な対策が必要ではないかと考えられる。

(5) くん煙剤 日本くん煙剤協会等の開発により、32年に食葉性害虫に対するBHCくん煙剤が実用化され、36年に殺ダニ用のアカールおよびDN筒が、さらに40年にはネオトラン筒が開発をみている。このくん煙剤は森林防除の専用農薬（林薬）の先鞭をつけたもので、また、防除の省力化の先駆的役割を果たしてきたことは高く評価できよう。

(6) 空中防除 ヘリコプタ等による森林病害虫等の空中防除は、防除作業の省力化、近代化の趣旨にそい、かつ森林防除の面で有効な点が多いことから、年々飛躍的に増加してきている（第5表）。41年度の空中防除は118千haで、対前年129%であるが、その80%は野そ防除である。この事業の推進については、農林水産航空事業

促進要綱に基づき、社団法人農林水産航空協会の行なう作業調整を通じて、円滑な実施をはかることとされている。なお、散布技術の改善、新利用分野の開発等の試験についても実施し、それぞれ技術確立をはかってきている。

(7) 農薬の使用量 昭和40年度に森林病害虫等の防除用に用いられた農薬は、成分別で殺菌剤18、殺虫剤45、殺そ剤4計67で、種類では170に及んでいる。使用量の推移は第6表のとおりであるが、殺虫剤のうち液剤（乳剤）の伸びが注目される。これは松くい虫の駆除剤の増加によるもので、その経過は38年207千l、39年380千l、40年535千lである。また、殺そ剤も野そ防除の促進、特に空中散布による広域防除の実施気運を反映して、年々増加をしているものである。

第6表 農薬の使用状況（民有林：都道府県報告による）

区分	剤型	昭和38年	39	40
殺菌剤	液剤(l)	?	2,372	10,906
	粉剤(kg)	377,690	613,963	435,518
	錠剤(錠)	300,466	1,414,319	479,759
殺虫剤	液剤(l)	267,695	428,857	648,339
	粉剤(kg)	2,859,406	2,808,439	2,644,496
	くん煙剤(本)	36,194	54,521	38,694
殺そ剤	粒剤(kg)	106,020	142,014	215,921

IV 問題点と今後の展望

すでに述べてきたとおり、森林病害虫等を駆除し、およびその蔓延を防止する施策を推進することは、単に森林所有者の生産活動の安定をはかるためばかりではなく、ひろく国民経済的な観点から、森林資源の確保ならびに水資源のかん養、風致景観の保持などの国土の保全に係る森林の公益的要請を果たすため極めて重要なことである。しかるに、森林病害虫等の被害の多発やその発生態様の深刻化に伴い、また、労働力の量的および質的劣弱化のため、個人防除の実施には多くの限界が生じてきている。他方、科学技術の進歩に伴い薬剤の開発、防除機具の高性能と大型化、空中防除の実用化など新技術の発達もめざましく、従来の防除方法に対しだけた改善をもたらしつつある。

このように病害虫等の発生状況、防除の技術およびその他の社会的、経済的諸条件の著しい変化に対応して、防除の実効を確保し適正をはかるために、その実施体制の一層の整備強化をするとともに、防除予算の拡充や防除

思想の高揚など物心両面にわたる対策が緊要である。これらに関する問題点の幾つかについては、すでに断章的にもふれてきたが、特に防除体制については、現行制度が制定されてから十数年を経過しており、前記した被害や防除の実態的変化に対応することが容易でない面が多く出てきているので、まずもってこれが制度改正を行ない、組織的かつ、より有効な広域一齊防除の促進に万全を期し得る基本をつくることが強く要請されている。そのための法律改正（案）の骨子となる事項は、(1) 防除命令の内容の拡充（薬剤防除命令の範囲の拡大をする）、(2) 防除命令の手続きの特例（緊急に防除を要する場合の公表の省略等をする）、(3) 直接防除の規定（命令者一

2,271 ha、家畜衛生害虫防除 272 ha、林野関係 248,633 ha となっている。

林野関係については国有林 141,097 ha、民有林 107,536 ha で、その作業内容は、虫害防除 24,793 ha 病害防除 797 ha、野そ駆除 211,944 ha、除草剤 3,815 ha、その他 164 ha となっている。

次に年間の作業実施状況についてみると、農林航空が水稻病害虫防除主体の事業となっており全作業量の8割を占めている現状では第1表の旬別事業面積にみられるように、7月中旬～8月下旬に作業が集中している状態である。幸い林地除草の需要時期は下刈りが4～8月、地揃えが4～6月および9月以降とされているので、下刈り期の一部を除いてはヘリコプタに充分余裕のある時期であり、需要に即応できる体制にあるとともに、本事業の拡大はヘリコプタの需要期間を増大し、農林航空の健全な発展に貢献するところが大きい。なお過密ダイヤとなっている7～8月も、現在開発が進められている農薬の微量散布が実用化されると作業が極めて能率的になり、水稻以外の作業も充分消化できるようになるものと考えられる。

事業実施上の規制措置

塩素酸ナトリウム系除草剤の空中散布には、その安全性と防除効果を確保するために、次のような空中散布の目的に使用する薬剤に対する安全基準、実施要領、実施

航空機による

林地除草

山元四郎*

造林事業の能率化、経費節減など合理化をはかる意味から造林地の下刈り、地揃えなどの林地除草に航空機の導入が試みられたのは昭和37年からで、除草効果試験の結果は事業化に明るい見通しが得られた。しかしながら林地除草に用いられる薬剤は塩素酸ナトリウムが主体で、その化学的性質である助燃性、爆発性、金属に対する腐食性のために、事業化にさきだってこれらの化学的性質から予想される危険性の有無を検討する安全性確認試験を行ない、空中散布の目的に使用する塩素酸ナトリウム系除草剤に対する安全基準、塩素酸ナトリウム系除草剤空中散布実施要領（案）を設け、事業として正式にとりあげられた。以下山林における除草剤空中散布について、その概要を紹介する。

農林航空の現状と林地除草の役割

昭和41年度農林航空における

ヘリコプタの稼動機数は124機で事業面積の見込みは1,101,002 ha、作業内容は水稻病害虫防除 842,879 ha、果樹病害虫防除 6,947 ha、畑作病害虫防除

第1表 農林航空の旬別事業面積（昭和40年） 単位：ha

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10～2月
上旬	5,292	18,228	32,340	66,444	112,896	12,348	
中旬	14,112	5,880	29,988	84,672	121,716	7,056	353
下旬	35,280	9,996	85,848	84,672	102,312	588	

* 農林水産航空協会

第5表 森林病害虫等の空中防除実績（民有林）

病害虫	ノネズミ	カラマツ先枯病	松毛虫害	その他	計	伸び率	備考
昭	ha	ha	ha	ha	ha		
36	13,712	—	368	14,080	100	4道県で実施	
37	23,899	—	4,658	28,556	203	10 "	
38	21,019	1,285	6,798	29,102	207	14 "	
39	48,896	3,665	8,733	61,294	435	20 "	
40	78,148	4,968	8,646	91,762	652	17 "	
41	95,041	5,673	17,883	118,597	842	23 "	

注：面積は実施面積である。

基準が設けられているので、実施に当ってはこれらを厳守することが望まれる。

空中散布の目的に使用する薬剤に対する安全基準省略。

真木茂哉：林地用塩素酸ナトリウム系除草剤と空中散布について。「林業と薬剤」No. 17 p 15に記載。

【塩素酸ナトリウム系除草剤空中散布実施要領】(案)

1. 目的

この要領は、林地除草等に、塩素酸ナトリウム系除草剤をヘリコプタにより空中散布する場合に適用する。

2. 塩素酸ナトリウム系除草剤の取扱い

農薬取締法、毒物および劇物取締法、消防法などの関係法令または通達によるものほかは、この要領により作業上の保安を期するものとする。

3. 塩素酸ナトリウム系除草剤の貯蔵、運搬

1) 本剤の取扱いは必ず危険物取扱主任者の指示によること。

2) 取扱いに当っては、薬剤の包装に異常のないことを確かめ、積みおろしには「手かぎ」を使用してはならない。

3) 本剤と他の物資との混載、積み重ねは絶対にしてはならない。

4) 貯蔵、取扱場所の周囲は清掃と整頓に留意し火気厳禁とする。

5) ヘリポートにおける薬剤、燃料、機体は夫々 15 m 以上の間隔を取り配置すること。

6) 貯蔵、取扱場所の周辺には定められた危険標識をたて第3者の注意を促すこと。

4. 散布作業実施前の措置

放牧家畜、農作物、その他魚毒等の被害を与えるおそれのある場合は関係機関と十分連絡を保つとともに、被害防止措置を講ずること。

5. 散布作業上の心得

1) 作業中の焚火、喫煙は一切しないこと。

2) 喫煙、焚火等を行う場合は、作業衣をぬぐ責任者の指示する安全な場所で行うこと。

3) 作業地域内では常に火災予防に心がけ、マッチタバコ、焚火等の後始末の完璧を期すること。

4) 薬剤で汚染したと思われる作業衣類は、必ず現地において着がえ、下山後十分水洗いをすること。

6. 散布後の処理

1) 散布地域内の要所に定められた火気の注意標識をたて、第3者の火気に対する注意を促すこと。

標識の設置期間は散布後1ヶ月とする。

【塩素酸ナトリウム系除草剤空中散布実施基準】(案)

1. 使用機種

ベル 47 G-2 A 型、ベル 47 G-3 B-KH 4 型ヘリコプタを使用する。その他の機種については、農林水産航空協会の散布装置認定委員会の認定検査によって、その使用を考慮する。

2. 散布装置

散布装置は、農林水産航空協会の散布装置認定委員会で認定された型式で、定期検査に合格し、合格証を明示するものとする。

3. 散布資材

空中散布の目的に使用する塩素酸ナトリウム系除草剤に対する安全基準に合格するもので、1.5~2.5 mm 程度の粒径を有するものとする。

4. 散布飛行方法

広大な林地においては、散布区域での標識旗の設置およびその機上からの確認は困難である。従って、散布計画とその実施に当っては地形、地物により散布対象区域を認識できるように配慮する。

また散布の均一を期すため、散布飛行は目標散布量を2回の飛行に分割して行なう。できうれば縦横飛行により散布の均一をはかるものとする。

5. 散布飛行諸元

飛行速度	飛行高度	飛行間隔
30~40 MPH	樹高の低い場合、地上 40 m	15~20 m
(48~64 km)	樹高の高い場合、樹冠上 25 m	

飛行間隔については、事前に有効散布幅を確認の上決定する。

6. 散布量、散布時期

散布時期、散布回数その他は地上散布の基準に準ずる。散布量は、ha 当り 100~200 kg の範囲とする。散布装置の吐出量は前記 4 の如く 2 回の飛行により目標の散布量を確保しうるようあらかじめ 5 の散布飛行諸元にあわせて調整する。

散布された薬剤の均一性

現在、塩素酸ナトリウム系除草剤の空中散布は一般に ha 当りの散布量 200 kg で 100 kg ずつ 2 回散布(井げた散布)が行なわれて、かなりの効果をおさめているようである。除草剤に限らずすべての薬剤散布には均一散布が要求されているが、ヘリコプタで塩素酸ナトリウムを散布した場合にどの程度均一に散布されるだろうか。第2表は林地除草用散布装置認定試験における一飛行の薬剤の落下分散状況で、飛行方向と直角方向に 2 m おきに直径 24.3 cm のポリバケツを配置して、容器内に落下した薬量の調査結果である。

この場合の飛行諸元は、速度 40 MPH (64 km), 飛行高度 30 m 敷設幅(飛行間隔) 18 m で、散布量 ha 当

第2表 薬剤の落下分散状況 (※印は飛行位置)

調査地点番号	1	2	3	4	5	6	7
落 下 量(mg)				2.1	6.3	10.4	54.2
調査地点番号	8※	9	10	11	12	13	14
落 下 量(mg)	127.1	177.1	295.8	360.4	425.0	489.6	489.6
調査地点番号	15	16	17	18	19	20	21
落 下 量(mg)	302.1	262.5	231.3	129.2	95.8	27.1	

第3表 2回重ね散布をした場合の理論落下量

204.0	220.0	221.0	177.0	178.0	188.0	175.5	196.0	195.0
220.0	236.0	237.0	193.0	194.0	204.0	191.5	212.0	211.0
221.0	237.0	238.0	194.0	195.0	205.0	192.5	213.0	212.0
177.0	193.0	194.0	150.0	151.0	161.0	148.5	169.0	168.0
178.0	194.0	195.0	151.0	152.0	162.0	149.5	170.0	169.0
188.0	204.0	205.0	161.0	162.0	172.0	159.5	180.0	179.0
175.0	191.5	192.5	148.5	149.5	159.5	147.0	167.5	166.5
196.0	212.0	213.0	169.0	170.0	180.0	167.5	188.0	187.0
195.0	211.0	212.0	168.0	169.0	179.0	166.5	187.0	186.0

(直径 24.3 m の容器内の落下粒数)

り 100 kg を想定し、吐出量を 100 kg/分に調整して散布したもので、これを散布幅 18 m で重ねた場合、その平均落下量の標準偏差は 387 g ± 61 g で変動率は 15.7% である。すなわち ha 当り 100 kg の 1 回散布で散布区域内いづれの場所においても、ha 当り 84.3~115.7 kg 相当量の薬剤が散布されていることになる。実際にはこの上に井げたに重ねまきをするのであるから、第3表のような落下分散状況となり、平均落下量の標準偏差は 775 g ± 97 g、変動率 12.5% で ha 当り 175 g~225 g 相当量の薬剤が散布区域内のいづれの場所にも落下していることになる。

作業能率と散布料金

空中散布による林地除草の作業能率は、標高、ヘリポートから作業地までの距離、地形、ヘリポートと作業地との標高差などによって一様ではないが、前橋営林局管内で行なわれたブナ林の先行地拝えに例をとると第4表のとおりで、ベル 47 G-3 B-KH 4 型ヘリコプタで 1 飛行 6 分~6 分20秒(散布時間約 1 分、積込時間30秒、往復4分30秒~4分50秒)で 0.8 ha の面積を散布することになり、10 ha の作業時間は 1 時間20分程度である。

第4表 作業能率

項目	標高 (m)	ヘリポートから散布地までの直距離 (m)	搭載量 (kg)	1飛行平均時間 (秒)	10ha当り作業時間
場所	ヘリポート	作業地			
高田営林署 妙高	1,400	1,600 ~1,800	1,500	160 6分00	1時間15分
水上営林署 湯之古屋	1,150	1,500 ~2,000	2,000	160 6分20	1時間20分

作業料金については、今後多少の変動は考えられるが、昭和41年度林野庁で採用した散布料金は 1 時間当り 50,000 円で、第4表のような立地条件の場合 ha 当り 6,600 円程度となる。なお空輸料は 1 時間当り 30,000 円であるが、この場合飛行速度を 70 km/H で計算することになっているので、例えばヘリコプタの基地から現地まで 100 km の距離がある場合、片道飛行時間 1 時間25分、往復 2 時間50分、空輸料金は 85,000 円となる。

当面の問題点

今年、下刈り作業を行なった機体ならびに装置で、特に日常整備において目にみえない所、手のとどかない所で塗装の行なわれていない部分に、かなりの腐食を生じた事例があったので、その実態を把握するために前橋営林局管内の先行地拝え作業の現場において、関係営林署、農業会社の協力を得て、機体装置に対する薬剤の付着状況の調査を行なった。その結果は第5表のとおりで、散布装置からはき出された薬剤がはね上がって機体の各部に付着していることが認められたが、作業中、作業後を通じて腐食の問題は生じていない。これは前記下刈り作業の場合と異なり好天であったこと、比較的低温であったことによるものと考えられ、好天で湿度の低い場合にはあまり問題はないさうである。しかし、湿度の高い場合、霧の中を飛行した場合には付着量もかなり多くなるので、雨天または霧中の作業はひかえたほうがよさうである。なお腐食の問題については、装置、薬剤の両面から早急に改善するよう努力がなされているので、明年度の事業実施までにはある程度解消される見通しである。

第5表 機体、装置の薬剤付着量 (mg/100 cm²)

実施場所	高田営林署 妙高	山口営林署 多々石
平均湿度 (%)	81	81
調査までの飛行回数	17	37
散布量 (kg)	2,720	5,920
メインローター	1.308	2.126
テールローター	1.581	2.289
クロスチューブ	3.591	9.975
ボンバー	0.160	0.008
インペラモーター	0.490	0.910
インペラ	0.853	0.715

以上、航空機による林地除草のあらましについて紹介したが、本事業はまだ開発されたばかりの技術であり、さらに改善されなければならない点も多いと思われるが、関係機関の御指導、御協力を得て、より健全な事業として発展するよう努力したい。

北海道における

造林地病害とその問題点(II)

横田俊一*

II. トドマツのがんしゅ(癌腫)病

北海道のトドマツ造林地における枯損歩合がかなり高いものであることは従来から知られているが、この原因としてこれまで、主として寒風害あるいは凍霜害とされており、いわばその造林地に固有の気象的要因によるものであると考えられていたようである。たまたまトドマツ造林地の枯損調査をおこなった余語・小野両氏(1961)は、枯損の原因としてのがんしゅ病が意外に多いことを見いだした。本病による北海道のトドマツ造林地の被害面積の総計がどのくらいあるかは不明であるが、先枯病の流行によってカラマツ造林面積が減少する傾向とは逆にトドマツの造林面積が増加しつつあることと関連して、本病は近い将来に必ず問題となるものと考えられる。

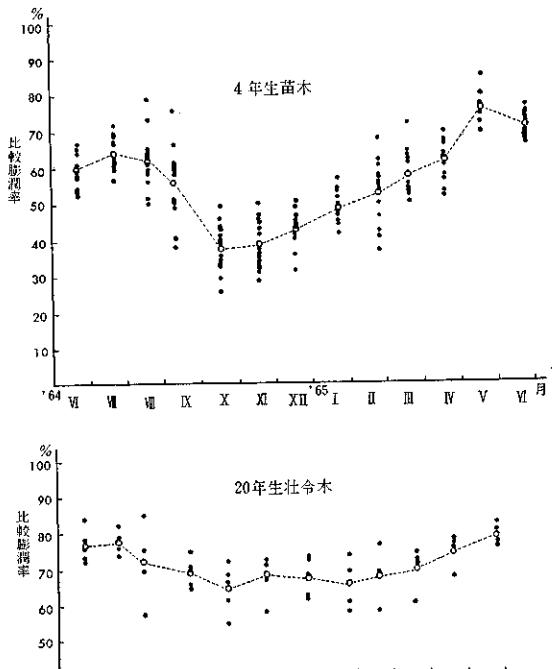
本病は子のう菌の一種(*Trichoscyphella calycina*)によっておこるもので、病患部はやや陥没して健全部とは明らかに区別され、やがて黄～黄橙色で直径0.5～2mm、短い柄のある盃状の子実体(子のう盤)が現われ、若い造林木の場合に患部が幼茎を一周するとそれより上部は枯死する。被害造林地では健全なトドマツでも、その枯れた下枝には子実体が多数見られることが多い。

私達の研究室では、現在本病の研究をおこなっているが、被害の進行は個々の造林地間で異なり、あるところでは被害の進みかたはきわめて早く、あるところでは緩慢であることが明らかになってきた。もともと本病原菌は、それほど強い病原性を持っているわけではないのに、ところによって大害を生ずるということは、造林地のおかれている環境条件が、被害の発生と密接な関係をもっているものと考えられ、これを明らかにすることが本病防除の前提条件となるものであろう。これまでの観察や実験によって明らかとなつたいくつかの点について考えてみたいと思う。

トドマツのがんしゅ病菌の子のう盤は、個々の発生消長はあるが、病患部上には四季を通じて形成されている。これから子のう胞子の放出は、湿润状態のもとでは0°Cでもおこり、この温度で発芽して菌糸を伸長させることができた(横田・松崎、1964)。このことは、低温期でも感染がおこりうることをしめしている。

* 林試北海道支場樹病研究室長・農学博士

また、トドマツ樹皮の水分量を比較膨潤率[(採集時の水分量÷飽和水分量)×100%]で現わすと、第1図にしめされるように、休眠開始と同時に急速に低下し、成長



第1図 トドマツ樹皮の比較膨潤率の月別変化
……○……平均値

注：4年生苗木は1本から3カ所、5本ずつ供試
20年生壮木は同一個体、5本を連続供試

開始に伴なって急増する。この値の幅は樹令が若いほど大きいようで、またその年によってもちがいがあるのでないかと考えられる。休眠期間は含水量はすくなく、寒さに対する抵抗力は大きいが、トドマツ自体の活力は低く、病原菌に対する抵抗力はほとんどないとみてよいだろう。

この2点にもとづいて、私達は休眠中に感染がおこるのではないかと考え、時期別に接種試験をおこなったところ、9月以降接種することによって、異型的な本病を発生させることに成功した(未発表)。

いっぽう、造林地における被害の進みかたはどのようにであろうか。第3表は2か所の造林地での調査例をしめ

第3表 2カ所のトドマツ造林地におけるがんしゅ病の被害の推移
A-試験地(胆振地方大滝附近)

	8/V.'65調査		2/XI.'65調査		9/V.'66調査	
	本数	割合(%)	本数	割合(%)	本数	割合(%)
健全木	60	42.9	17	12.1	11	7.8
罹病木	73	52.1	95	67.9	84	60.0
枯損木 ¹⁾	1	0.7	22	15.7	32	22.9
枯損木 ²⁾	6	4.3	6	4.3	13	9.3

B-試験地(苫小牧近く)

	13/V.'65調査		29/X.'65調査		13/V.'66調査	
	本数	割合(%)	本数	割合(%)	本数	割合(%)
健全木	126	71.2	103	58.2	89	50.3
罹病木	22	12.4	40	22.6	48	27.1
枯損木 ¹⁾	8	4.5	13	7.3	19	10.7
枯損木 ²⁾	21	11.9	21	11.9	21	11.9

- 1) 明らかに、がんしゅ病によって枯れたとみられるもの
2) 枯損原因不明のもの

してある。

Aは昭和36年に植えられた、まだ若い造林地であるにもかかわらず、はなはだしい被害をうけている。ここは海拔高も高く、北面は6月上旬まで雪が残るところで保護樹もなく、春先は強い風が吹きつける場所である。積った雪は硬く氷盤化して若いトドマツを圧しつけ、融雪後は幹の屈曲や、下枝の折れなどが目立つ。さらに土壤の凍結がひどいため、成長活動が始まったころには水分の供給が断たれるであろうと思われ、風に伴なう蒸散作用によって水分関係のアンバランスが容易におこるために、生理機能の低下ははなはだしいものがあろうと考えられる。がんしゅ病が問題にされなかつた時代ならば、ここはおそらく寒風害として片付けられるところであろう。このようなひどい被害に対して、南東面に植えられたトドマツは、春季の季節風から隔離されているために、ほとんどが健全で、まれに罹病しても被害は軽微で、枯損木はほとんど見られなかった。この造林地での誘因は、造林地固有の気象条件によるもので、キメ細かな造林方法を採用しなければつねに本病の発生を見るであろう。

Bでは約15°の北斜面とこれに連なる平地とからなっており、植栽は昭和32年である。

この平坦部は毎年霜害がひどく、新梢は被害

をうけ、アブラムシの寄生とがんしゅ病の発生によってほとんどが枯死してしまった。傾斜地は成長は良好であるが、本地域はトドマツオオアブラの寄生が多く、これに伴ってトビイロケアリが土苔を作ってアブラムシを保護している。土苔は毎年形成され、地上40～50cmにも達し、これをこわしてみるとこの内側のトドマツ樹皮にがんしゅ病が発生していることがわかつて多い。土苔がみられるトドマツは、アブラムシの吸汁活動によって樹勢が弱くなる上に(連年アブラムシの寄生をうけるとトドマツの成長は悪くなり、樹勢がおとろえて二次的に他の虫害や菌害をうけやすくなるといわれている)土苔の内側は適当な湿度と温度が保たれるであろうから、樹勢の弱まりとともに病原菌の活動にとって有利な条件が備わっているものと考えられる。私達はこのB試験地ではアブラムシの寄生が本病の一つの誘因となっているものと推定している。この試験地の隣には、たまたまアブラムシ駆除の試験地があり、この区内のがんしゅ病被害は第4表に見られるように、きわめて軽微で健全木の成長は良好であった。病原菌はこの辺一帯に均等に存在し、地形もまったく同じなのであるから、この調査結果は、アブラムシが駆除されたことによってトドマツの本病に対する抵抗力が強まる同時に、土苔の如き病原菌の活動に都合のよい温床がとり除かれたため、被害がほとんどなくなったものと解される。

このほかに誘因となるものとして、下刈りのときのカマの切り傷がかなりの割り合いで占めているようである(余語・小野、1961)が、これは人為的なもので、作業の仕方によってとり除くことができる因子である。

上のべたように、従来あまり病原性の強くないと思われる病原菌が、その環境如何によって甚だしい被害をもたらすことがある。トドマツは北海道固有の樹種で、その利用価値も高く、いわば造林樹種の本命とみなされている。これまで長年月の間に種々の病虫害対策に対して十分淘汰され、安定した樹種ではあるが、人工造林は天然の場合とは著しく異なる環境にさらされるわけであるから、造林地の判定、ならびにこれに基づく造林方法などを慎重に検討して実行しないと、とり返しのつかない被害が生じかねないことをこれらの例は教えていると、私は考えている。

第4表 試験地に隣接し、アブラムシ駆除をした造林地におけるがんしゅ病被害と成長状況

健・病 の区分	B 試験地(13/V.'66, '65調査)			アブラムシ駆除区(13/V.'66調査)						
	本数	割合(%)	平均樹高** (cm)	伸び** (cm)	伸長率 (%)	本数	割合(%)	平均樹高 (cm)	伸び (cm)	伸長率 (%)
健全木	89	50.3	89.5	12.4	16.1	27	90.0	108.3	15.3	16.3
罹病木	48	27.1	86.8	9.6	12.4	3	10.0	76.7	6.0	8.5
枯損木*	19	10.7				0	0			

* がんしゅ病による枯損木、** 5月13日現在まだのびがみとめられていないので、前年秋10月29日調査の樹高と伸びを用いた

場合のシクロヘキシミドの散布に注意が必要であるとの
べている。

海外ニュース

—XV—

シクロヘキシミドの森林への散布における 二次的効果について

シクロヘキシミド (Actidione) は、アメリカでは多くの森林病害 (たとえば褐変病や銹病など) の防除に使用されるようになってきているが、他の種類の病菌、特に土壤と関係のある病菌に対しては、その影響を検討した例がない。

そして、Partridge, A. D. (Some effects of cycloheximide on selected forest fungi. Plant Dis. Repr. 50 (7): 497—499, 1966) は、シクロヘキシミドの二次的な効果を調べる目的で、11種の病菌に対する効果を検討した。使用した病菌は、*Armillaria* 属, *Boletinus* 属, *Polyporus* 属, *Poria* 属, *Sillus* 属, *Echinodontium* 属、各1種, *Boletus* 属3種, *Fomes* 属2種で、主として森林の土壤面に存在するもので、薬剤の地上での集積との関係で問題となるものである。

種々な濃度 (0.1~1000.0 ppm) のシクロヘキシミド溶液で菌を洗う方法、薬剤を含む寒天培地上で培養する方法、また薬剤を吸収させたもみの乾燥木片での菌の生育をみる方法で、薬剤の影響を検定したが、それによると、菌の種類により効果の程度は異なるが、地上部を目的として散布する場合、シクロヘキシミドが土壤中に入り上記の菌を殺す効果があることが認められた。たとえば銹病 (*Cronartium* 属) には 100 ないし 200 ppm の濃度で使用するが、それにより土壤中には 10 ppm 以上の量で残留し、これは上記菌などを完全に殺すことのできる量であり、また実験から 0.1 ppm 程度でもいくつかの菌の生育を止めることから著者は、もし二次的な面での効果を考えずに、シクロヘキシミドを防除に使うことは、根系に存在する菌の生態分布に影響を与え、たとえば耐性の強い菌の急激な発生による根系への害が起こるような場合もあると考え、森林が種々の生物の混在している社会という点から、二次的な効果の検討が不充分な

ヨーロッパにおけるきくい虫防除について

次に、海外ニュースとして、ヨーロッパのいくつかの国におけるきくい虫防除に関するいくつかの文献を、Rev. Appl. Entomol. 54: 379, 308, 388, 1966 からひろってみる。

ドイツ：オウシュウもみ (*Abies alba*) に発生する *Choristoneura murinana* Hb. による被害が、1953 年以来 Black Forest 地方 (チェコとの国境地方) で大きな問題となってきており、1956年よりその防除試験が行なわれている。1962年に、Kinzig 近くの 4,800 エーカーの地域と、Staufen 近くの 2,400 エーカーの地域に、2 台のヘリコプタによる DDT 敷布を行なったが、DDT のジーゼル油溶液 (1.35 ポンド DDT/3.6 ガロン油/エーカー) の散布は、5月初めに行動を始める幼虫の防除に非常に効果があった。

Cramer, H. H., Schörherr, J. Allg. Forstw.
Jagdztg 135: 16—22, 1964)

トルコ：最近の調査によると、南部トルコのヒマラヤスギ (*Cedrus*) 類に被害を与えていたきくいむしは、*Ips O. tridentatus* Egg. が問題であることがわかり、これは主として 4,200 から 5,500 フィートの高さの地帯におり、立木、倒木ともに被害を与えていた。防除方法は主として被害木の伐採一はく皮一焼却によっている。

C. an, E. (Znr kenntnis des *Orthotomicus tridentatus* Egg. einem schädling der Zedernwälder der Türkei. Anz. Schädlingsk. 37: 113—117, 1964)

スペイン：スペイン中部のバリヤドリッド地方で被害のみられる、マツ (*Pinus pinea*) (特にまつかさ) にくぞう虫類 (*Pissodes validirostris* Sahld.) は 1960 年以来問題となってきており、DDT による防除が続けられている。1965年の試験によると、DDT (10% 粉剤) 敷布による防除は、成虫のあらわれる 4 月末から 5 月初めの短かい期間にのみ有効で、その時期以外ではほとんど効果がない。

(Demolin, G. Boln serv. Plagas for. 8: 7—14,
1965) (林試 鳥居賢治)

原稿募集

みなさん、薬剤散布の実際について、いろいろと経験も多いことだと思います。現場でのご体験により、散布上の注意すべき点、成功談、失敗談、また薬剤に対する要望などを、今後薬剤使用上の参考にぜひお聞かせ下さい。広く投稿をお待ちしております。

禁 輸 載

昭和42年3月10日発行
頒価 100 円
編集・発行 社団 法人 林業薬剤協会

東京都千代田区大手町 2-4
新大手町ビル522号室
電話(211) 2671~4